

2025年度予算要望書の提出にあたって

2024年 9月

日本共産党千葉市議会議員団

2025年度の予算要望書を提出します。

「地球沸騰化」と揶揄され、気候変動による災害の頻発など世界中が深刻な事態に直面しています。日本でも「観測史上例を見ない猛暑」と言われた昨年を超える厳しい暑さが続いています。熱中症をはじめコロナ感染の第11波の到来が疑われるもとで、国政も地方政治も「いのち・暮らし最優先」で行われるべきです。ところが政府与党は、実質賃金は27か月連続後退、「コストカット型の経済」で失速を続ける日本経済から脱却もできず、国民はさらなる物価の高騰にあえいでいます。一方、今年度8兆円を超える予算が組まれた防衛費は、今後10兆円へと膨らみ、そのしわ寄せは医療・介護・年金など社会保障の切り捨てや、消費税増税など国民の負担にされかねません。また、「地方自治法」や「食料・農業・農村基本法」など市民や地方議会が直接影響をうける法律改正に対しても市民生活を守る自治体として国に意見を述べるべきです。

少子化・子育て支援は自治体の責務、いまや欠くことのできない課題となる中、千葉市でも「学校給食費の全面無償化」「市独自の奨学金の創設や学生への家賃補助」など子ども・若者施策の充実が求められています。

また、地域の高齢化の進行に対応して、住民の足となる公共交通のバスの減便や歩行空間へのベンチ設置、買い物支援やごみ出し支援などの日常生活を支える施策や、「補聴器購入費の助成」の復活と充実は待ったなしです。

地域住民のみなさんと身近な公園の調査活動などに取り組む中で、千葉市がこの間進めてきた千葉公園再整備計画や稲毛海浜公園リニューアルなどの取組が市民全体に効果があるのか予算の在り方を検証する必要があると考えます。企業立地促進で優遇される大企業がある反面、中小企業や商店街、農業・酪農への支援策が乏しいなどバランスを欠いた経済対策の改善、プラスチック分別資源化の取組を加速し全市での事業開始を早急に行うなど強く求めます。

地域の切実な要求や市民要望アンケートで寄せられた声を予算要望書にまとめました。各項目について検討の上、2025年度予算に反映することを要望いたします。

総 務 局

【 総 務 部 】

1. 職員の適正配置等について
 - (1) 市民から窓口におけるハラスメントの実態調査を行い、新たな対応マニュアルを作成するなど、職員の健康を守ること。
 - (2) 配置基準を下回る社会援護課ケースワーカーを直ちに増員すること。
 - (3) 女性幹部職員の比率を高め、働きやすい環境を整えること。
2. 職員の不祥事への対応について
 - (1) 再発防止に努め、各職場が風通しの良い明るい雰囲気業務にあたり、仕事上の問題点や悩みなどに相談援助し合える環境づくりに取り組むこと。
 - (2) 職員の不祥事が相次ぎ、市民の信頼を損ねており、原因の徹底究明と対策・改善に全力をつくし、公務員倫理の教育を徹底すること。
2. 市が実施している事業などの情報の公開と透明化を更に徹底すること。
3. 会計年度任用職員制度のもと「公務事務は公務員で行なう」原則に基づき正規職員で定員を充足すること。会計年度任用職員の処遇を改善し、正規職員へのチャレンジを支援し、同一労働同一賃金をめざすこと。
4. 就職氷河期世代に緊急雇用対策として職員募集や採用を行うこと。
5. 市職務上特別に必要な職員確保には、民間からの雇用も行うこと。

【 情報経営部 】

1. 市民にとってメリットのないマイナンバー制度の運用は止めること。
2. ヒューマンエラーによる情報漏洩を防ぐ研修を強化するとともに、情報セキュリティを強めること。
3. 市が発注する情報処理業者の作業行程で情報漏れがないよう万全な対策を講じること。
4. ちば電子申請サービスの「手続申込み」の利用者ログインページにも、事業や講演等の概要説明を掲載すること。
5. 電子申請などができない市民に、電話での申請も受け付ける体制を確保すること。

6. 市民にとって必要な情報（Live119 やプラスチック分別収集、給付金等の手続きなど）は、千葉市公式 YouTube（動画）で分かりやすく伝え、多くの市民に見てもらえるよう発信にも努めること。
7. 市民サービスの基本は対話による人的サービスであり、職員の削減は行わないこと。
8. マイナンバーカードは、情報漏れや情報集約により、本人の意思に沿わず利用される危険性などのリスクを説明すること。
9. マイナンバーカードを持つ市民と持たない市民を差別するような市財政の活用は見合わせること。

【 市長公室 】

1. 市長は、憲法尊重・遵守義務を貫き、地方自治体の首長として市民の安全と平和を守るために、憲法第9条改悪に反対し、核兵器禁止条約への批准を国に求めること。また、敵基地攻撃能力保有への防衛予算増大に反対し、外交による平和の実現を求めること。
2. 市議会の一般質問にて答弁を求められた際は、誠実に答弁を行うこと。

【 危機管理 】

1. 防災・減災について
 - (1) 衰えぬコロナ禍での地震や台風など自然災害の救援や復興等にあたっては、被災者及び職員・ボランティアの感染防止に配慮して活動し、安全を守ること。
 - (2) 地震や台風など自然災害に備え、分散避難を推進すること。また、指定避難所の過密解消、水洗トイレの洋式化など避難所環境を整備すること。
 - (3) 令和元年の台風被害の経験を活かし、情報伝達の充実へ防災無線個別受信機を自治会や自主防災組織責任者宅に配備すること。停電対策として危険木の事前伐採を先進市に学び東京電力・NTTと協力し進めること。家具転倒防止金具の設置が命を守ることを周知すること。
 - (4) 千葉直下地震被害を想定し、ハザードマップに沿った対策を行うこと。ハザードマップに記載された被害想定を減少するため計画的に事業化すること。
 - (5) 防災関係予算を増額し、未然防止対策を講じること。
 - (6) 避難所で避難者が安心して過ごせる対策強化について
 - ① 段ボール簡易ベッド、プライベートテントの備蓄を増やし、民間事業者と連携した温かい食事の提供、市独自のトイレトレーラーの配備、コンテナ型トイレを整備すること。
 - ② 避難所に指定している県立高校へのマンホールトイレの設置を前倒しできるよう予算を確保すること。
 - ③ 各避難所に母子専用の独立した場所を設けること。
 - ④ ペット同伴でも避難所に入れる環境を整えること。
 - ⑤ 被災者や避難者の知りたい情報を的確に把握し迅速に提供すること。

- ⑥ 高齢者等が避難できるようホテルや商業施設駐車場を活用できる環境を民間事業者との協定を結び増やすこと。
- ⑦ 避難所の47公民館のうち半数は老朽化で屋根やトイレの改修が必要となっており、建て替えやリニューアルを急ぐこと。
- (7) 自主防災組織や避難所運営委員会への支援、自力避難困難者対策を強めること。千葉大学等市内9校の大学と大学生約2万5千人と連携し、災害時に協力を要請して若い力を発揮してもらうよう努めること。
- (8) 地域の防災組織および、町内自治会館の未設置地区に、資材置場としての消防小屋(倉庫)を設置すること。
- (9) 家具転倒防止金具取り付け事業は、所管を福祉から総務・防災に移し、設置を強力に促進すること。
- (10) 先進事例を参考に防災学習センターを設置すること。(浜松市は、学校統廃合の跡施設を活用して設置)
- (11) オスプレイが千葉市上空を飛行しないよう求めること。

【 総合政策部 】

1. 基本構想と新基本計画について

- (1) 「人間尊重・市民生活優先」の理念に沿ったまちづくりへ
 - ① 集約型都市構造による多数の大型開発を行う一方で、財政危機を理由に市民福祉が大幅に削減・後退が起きており、理念に基づいて転換をはかること。
 - ② 「千葉市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」の総合戦略、地域連携は、中心自治体への都市機能の集約、大型開発促進、新たな市町村合併となる。周辺自治体との連携は、対等・平等、相互尊重で進めること。
 - ③ 人口増加する一方で、公立保育所、公民館、文化施設など、施設が不足している緑区などは市民サービス格差が生まれているため、格差是正するためのまちづくりを進めること。
- (2) 大型開発の検証・見直しについて、次の視点から検証し見直すこと。
 - ① 駅前高層マンション開発への補助、特定企業の支援につながるような開発や、250競争のように入場者数・車券の売り上げ・一般会計への繰入金のいずれも想定を大きく下回り失敗している事業等、事業効果が乏しく無駄な開発は中止すること。

- ② 事業規模が過大な開発は縮小すること。
- ③ 急がなくていい事業は先送りすること。

2. 基本計画と実施計画について

- (1) 少子・超高齢化・人口減少社会が進行中で、基本計画・実施計画は、「子育て環境を大胆に整備して子どもが元気に育つ千葉市」、「青年・大学生と連携して若者が元気に活躍する千葉市」、「高齢者の外出支援の取り組みを飛躍させて、高齢者が元気にくらせる千葉市」を目指すこと。
- (2) 学校給食費完全無償化や第2子保育料無料化など、子育て支援を大胆に予算確保して、子育てしやすい千葉市を目指すこと。子育てするなら千葉市へと内外にPRすること。
- (3) 選挙権を持つ18歳からと千葉大学等9校の大学生約2万5千人が、市民・主権者として市政に参画するため、若者力、学生力を市民力と同じく捉え、若者・大学生が元気に活躍する千葉市を目指すこと。
- (4) デマンドタクシーの運行や外出応援パスの創設で、高齢者の買い物、文化活動、友人との交流、通院等の外出を支援することは、高齢者を元気にし、認知症予防にもなって高齢者医療費を削減し、市税収入向上にもつながる施策を積極的に取り入れること。
- (5) 気候変動の影響は本市をも直撃しており、関係所管の計画事業に地球温暖化防止を積極的に取り組むよう促すこと。

3. 幕張新都心について

- (1) コロナ後を展望して、MICEを中心とした街づくりを転換し、安全安心の新都心にする。
- (2) 動物福祉の観点からイルカショーなどを行うような新たな水族館は民間から提案があっても整備しないこと。
- (3) 「ZOZOスタジアム」の建替えは、市負担を最小限にとどめること。

4. 「統合リゾートIR」の中止を明確にすること。

5. PFI事業について

- (1) 事業が破綻した際に公的責任が放棄される危険があり、地元企業の参入も困難なことから、安易な導入は避けること。
- (2) すでに実施した施設については、議会と市民に対し定期的に事業報告を行い、情報公開を徹底すること。

6. UR住宅は、市内の公的集合住宅による街づくりと、公的賃貸住宅のセーフティネットとしての大きな役割を認識し、エレベーター取り付けなど住み続けられる住環境整備への働きかけを常に行なうこと。
7. 千葉県との協議の中で、不公平な扱いの県単独事業補助金の是正を強く求め、公平な支出を実現すること。水道事業は県に対して、原水価格と供給単価格差の解消を強く求めること。統合計画については、千葉市からの過度な支出が求められないようにすること。
8. まち・ひと・しごと総合戦略について
 - (1) 地方創生、集約型都市構造は、税支出の効率化のため都市機能や市民サービスを集約させるものであり、少子高齢化社会の下で、住民がどこの地域に住んでいても安心して暮らせるまちづくりを進めること。
 - (2) 人口ビジョンを固定的にとらえず、減少傾向をくい止める展望を持ち、まちづくりを進めること。若者・大学生の参画を真剣に追求すること。
 - (3) 良好な住宅を供給し人口増を図るため、駅1キロ開発の緩和、エレベーター付き市営住宅の建設、既存市営住宅の上層階に若者の単身入居を認めること。
9. スーパーシティ構想は、行政が持つ膨大な個人情報をも企業に提供し、利益を保障するものであり、自治体の役割である「住民福祉の増進」にはつながらない疑問があることから、拙速な実施は見合わせる。
10. 高齢者へのデジタルデバйд対策講座の回数を増やし、地域の自治会などからの講習要望に応えた対応を行う。
11. デジタルデバйд対策講座について、市内大学と連携し、学生の参加に向けて検討を早め、早期に実施できるようにすること。
12. 地域の「買い物難民」をつくらないために、実態調査を行う。

財 政 局

【 財 政 部 】

1. 物価高騰対策、市民生活向上、福祉増進に予算措置を

- (1) 国に、地方創生臨時交付金支出を求め、財政調整基金などの活用を図り、時限的な給食費無償化など求められる政策に予算措置すること。
- (2) 企業立地促進への予算偏重があまりに大きいため、中小事業者や商店街への財政支援へシフトさせること。
- (3) 物価高騰の影響が大きい低所得者世帯に対しては、国事業のみならず市独自の予算措置で支援を強めること。

2. 市民本位の財政へ転換を

- (1) 「財政危機打開」の施策は、市民と職員の犠牲によるものであり、これまでの市民負担増とサービスカット、職員給与削減などを元に戻し、貧困と格差が広がる市民生活の改善のための財政運営を行うこと。
- (2) 心身障害者福祉手当削減、オムツ給付等事業縮小、生活保護世帯から下水道料金徴収、「真に支援が必要な人」の福祉をカットする弱い者いじめの財政運営は中止すること。
- (3) 千葉都心開発・幕張新都心開発など大型開発は大胆に見直し、循環型公共事業の促進、住宅リフォーム助成制度の創設など、「千葉市元気サイクル」の推進で、地域経済活性化と税収増をはかること。
- (4) 千葉市が「地域経済活性化」として推進する稲毛海浜公園リニューアル 24 億円、中央公園・通町公園連結 30 億円は、特定企業等の利益に奉仕するものであり、公費支出の基本に沿い再検証すること。
- (5) 実質公債費比率を財政健全化プラン数値と照らせば年間 1,300 億円の市債発行は可能であり、当面市民一人当たりの投資的経費を政令市平均に引き上げ、年間 144 億円の市債を活用し、市内の交通渋滞地点の解消や市民生活・福祉向上など必要な事業に振り向けること。
- (6) これまで抑制されてきた道路整備予算、公園管理整備予算、文化振興拠点整備予算を増額し、市民生活向上に努めること。

3. 財源確保へ国・県にきっぱり要求すること

- (1) 引き続き必要な新型コロナ対策・物価高騰対策について、地方創生臨時交付金の継続や地方交付金の増額を要求すること。

- (2) 地方創生法に基づく計画は、地方の実情に即した対応と税源移譲等の強化を国に求めること。
- (3) 国庫支出金の増額、生活保護費の全額支給などを強く要求すること。
- (4) 国直轄事業は国の責任と負担で実施するよう求めること。
- (5) 政令市移行時に減額された県単事業補助金を元に戻し、県支出金を増額させて財源を確保すること。
- (6) 港湾整備負担金など県事業負担金を中止させること。
- (7) 交付税措置について
 - ① 学校エアコン維持費として交付の5千万円は目的通り活用すること。
 - ② 千葉市に移管された国道126号千葉区間の維持・管理・工事費用に対する交付税措置は年間5千万円であり、実態に見合った交付額を国に求めること。

【 資産経営部 】

1. 資産経営について

- (1) 市民共有財産として、資産経営方針は市民生活向上のための運用と有効活用を行なうこと。コロナ禍で、集約型都市構想による過密都市は、市民の安全上からも抜本的見直しが必要となっており、分散型で安全なまちづくりへ「資産の総合評価」を見直すこと。
- (2) 少子・超高齢化の下で、市民・高齢者が集い、交流する施設や身近な市民サービス施設は益々必要であり、引き続き維持していくこと。
- (3) 資産の総合評価による「見直し事業」19件は、コロナ禍を踏まえて分散型で安全なまちづくりの視点から再度見直して、利用者・地域住民との合意を得て実施すること。
- (4) 「当面継続」125件についても、利用者・地域住民との十分な話し合いを行ない、住民サービスを維持するために保全すること。
- (5) 老朽化した公民館を生涯福祉の拠点、災害時の避難所としてふさわしい施設になるよう建て替えやリニューアルを急ぐこと。

2. 旧議会棟跡地を活用して市民会館を建設すること。

3. 公共工事の発注について

- (1) 公共事業の地元発注を増やすとともに、小規模修繕は見積もりを出させるだけでなく、適切に工事発注が増えるよう各所管に促すこと。

- (2) 公契約条例を制定し、引き上げられた労務単価が労働者の賃金向上につながるよう、誓約書だけでなく現場の調査も行ない改善を図ること。
- (3) 契約不調を解消するため、単価の適正化、発注方式の改善をさらに強めること。
- 4. 市の会計年度任用職員に対し、官製ワーキングプアをつくらないよう適正な賃金を保障すること。

【 税 務 部 】

- 1. 歳入の根幹をなす市税徴収は適切・公正に取り組み、税收確保に努めること。
- 2. コロナ感染症や資材・物価高騰の影響による納税困難者への相談は、これまで以上に親切丁寧に対応し、生活・営業の維持と先の展望が開けるように猶予・減免・処分停止などを適切に行なうこと。また、コロナ禍で実施した納税猶予を継続するなどの対応を図ること。
- 3. 税事務所の業務は適切・公正に行い、徴収率と徴収額目標にこだわり、行き過ぎた徴収にならないよう戒めること。今後の生活や事業継続がはかられ、次の納税も可能になるようにすること。
- 4. 市税徴収のあり方について
 - (1) 失業者、営業不振、生活苦や病気などによる納税困難者には、個々の実情に即した納税方法を相談し、滞納整理・徴収行政を行なうこと。
 - (2) 差し押えや生命保険の解約強制など強権的な徴税を改め、国税徴収法の基本に基づいた適切・公正な徴税を行なうこと。
- 5. 納税困難者には減免や猶予、執行停止制度を積極的に活用し、先進都市を参考に生活保護基準120%以下の世帯には住民税を減免すること。
- 6. 資本金10億円超の法人には、市民税均等割制限税率を適用すること。
- 7. 固定資産税について
 - (1) 地価の動向を見極め、実態に合わせた算定を行うこと。
 - (2) 団地・マンション内のごみ置き場や公園などの共用部分は、固定資産税を減免すること。
- 8. 債権の解消へ各所管が最大限努力した後に、債権管理へ移すよう徹底し、あくまでも市民に寄り添った行政に徹すること。
- 9. ふるさと納税の適正な改善を図ること。

【 市民自治推進部 】

1. 区役所機能の充実

- (1) 日曜日開庁を増やし、土曜日開庁も取り入れること。
- (2) 緑区役所と保健福祉センターの一体化で市民の利便性をはかること。
- (3) 市民総合窓口課コンシェルジュ着用のエプロンを制服に替えること。
- (4) 住民票の発行はマイナンバーカードに頼らず、「LINE」等で申請できるシステムを構築すること。
- (5) マイナンバーカードおよびマイナ保険証における誤登録や負担割合相違など、トラブル事案を総点検し、市民に公表すること。とりわけ、マイナ保険証の押し付けは医療機関から混乱や反対の声も多いため、健康保険証を存続するよう国に求めること。
- (6) 使用料等のスマホ決済を拡充すること。

2. コミュニティセンターについて

- (1) 使用料を無料に戻すこと。駐車場は無料を継続すること。
- (2) 利用時間を午後 9 時半まで延長すること。

3. 自治会防犯街灯について

- (1) LED化に伴う球切れ交換は、補償期間が過ぎても市が負担すること。
- (2) 高騰した電気代や老朽化したポールの交換費用は市が負担すること。
- (3) 町内自治会で対応困難な「はざま」の設置・管理は市が実施すること。

4. 商店街街路灯について

- (1) 球切れ交換などは、防犯街灯と同じく市が補償・負担すること。
- (2) 老朽化したポールの交換費用は市が負担すること。
- (3) 解散した商店会の街路灯は、自治会への移管費用を市が負担すること。

5. 集会所建設等補助は、太陽光発電や蓄電池なども、補助対象に拡大すること。

6. 婚姻届けを提出するカップルの一生の思い出となり、千葉市への愛着醸成にもつながるよう、各区役所に記念撮影コーナーを設置すること。また、千葉市独自の婚姻届けを制作するなど、市民の結婚をお祝いする取組みを進めること。

7. フードバンクへの食品受付口を市・区役所に設置すること。

8. 市長対話会における参加者や回数を増やし、市民の声を良く聞くこと。
9. 自転車ヘルメット購入への補助を行うこと。
10. 千葉市在住外国人の相談には、ニーズに合わせた親切で適切な対応と、安心・安全な市民生活を送れるよう援助すること。

【 生活文化スポーツ部 】

1. 消費生活センターの相談員を増し、旧統一協会や千葉銀「仕組み債」による被害など多様化する相談に対応すること。
2. 男女共同参画行政について
 - (1) L G B T Q+をはじめ性的少数者への理解促進へ、職員や市民に向けた具体策を講じること。
 - ① 多目的トイレ「誰でもトイレ」を市有施設に増やすこと。
 - ② パートナースhip制度を他都市と連携してサービスを拡充すること。
 - ③ トランスジェンダーに対する偏見差別を解消するために周知広報すること。
 - (2) ジェンダー平等について
 - ① あらゆる面でジェンダー平等を貫き、男女格差是正に取り組むこと。
 - ② 千葉市付属機関への女性の登用を促進し、男女同数の構成を実現すること。
 - (3) 男女共同参画センターを利用しやすい料金に引き下げ、保育室は0歳児から受け入れること。
 - (4) インターネット誹謗中傷防止条例を制定し、被害者への相談体制を拡充すること。また、インターネットリテラシーの取組みを強化すること。
3. 平和行政について
 - (1) 平和予算を増額し、千葉市から原水爆禁止・核兵器廃絶・恒久平和のメッセージを発信すること。
 - (2) 千葉市として「核兵器禁止条約」の批准を国に求めること。
 - (3) 千葉空襲・原爆写真展の開催時に、憲法前文や戦争の教訓を伝える展示を行なうこと。
 - (4) 旧陸軍「気球連隊」格納庫の解体等を教訓に、市内戦跡の保存計画を持ち、後世に継承すること。
 - (5) 平和資料室(館)を常設し、戦争資料の収集、市民が利用できるよう周知すること。

(6) 自衛官募集はしないこと。

4. 市民会館、文化ホールについて

- (1) 新・市民会館の基本設計策定にあたっては、市民と利用者の意見を聞いて、建設場所や施設整備・内容に反映させること。
- (2) ホールへのヒアリンググループ設置や備品の充実をはかること。
- (3) 子ども達の発表会などは使用料を割引すること。
- (4) 花見川区・稲毛区・緑区に文化ホールを整備すること。

5. スポーツの推進について

- (1) パラスポーツの推進・条件整備を生かし、スポーツ施設のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化を進めること。
- (2) 障がい者スポーツの指導者を養成し普及啓発に取り組むこと。
- (3) パラスポーツ、スペシャルオリンピックス、デフリンピックへの支援を行なうこと。

6. イベント予算を増やして、6区バランスよくイベントを支援すること。

7. 市立美術館について

- (1) 市立美術館は学芸員など職員を増員し、美術館としての役割を充実させること。
- (2) 視覚障がい者や聴覚障がい者への対応を行なうこと。
- (3) 保育施設や音声ガイダンスを設置すること。
- (4) 子ども向けの説明員を配置し、わかりやすい表示にすること。

保健福祉局

1. 生活保護について

- (1) 生活保護における扶養照会は、親族等で扶養が見込めない場合は行わず、HPやポスターで周知し、必要な市民が適切に受給できるよう改善すること。
 - (2) ケースワーカーを増員し、1人当たりの受け持ち件数を80件までにすること。
 - (3) 公民館を活用して経済的困難家庭や生活保護世帯への学習支援事業を拡充すること。
 - (4) 生活保護世帯に限定した市独自の給付型奨学金制度を創設すること。
 - (5) 生活保護世帯、低所得世帯にエアコン購入費や修繕費を助成すること。
 - (6) 大学進学を認めること。
2. 民生委員不足の解消へ活動内容を周知し、活動費を引き上げること。
3. 障害の表記を「障がい」と改善すること。

【健康部】

1. 新型コロナウイルス対策、ワクチン接種について

- (1) 新型コロナウイルス感染者が回復し、陰性になった後も倦怠感や微熱、息苦しさなど後遺症があるとされており、後遺症リーフレットやポスターを作成するなど、相談窓口への周知、退院後の健康ケア体制の確立、見舞金支給等を行なうこと。
- (2) 新型コロナの5類移行後、多くの医療機関が経営悪化を訴えており、医療崩壊を食い止めるため、市独自の財政支援策を講じること。また、発熱外来や検査体制構築のため、医療機関への財政支援策を講じること。
- (3) コロナワクチンによる健康被害となった市民に対して、市独自の見舞金を支給すること。
- (4) インフルエンザワクチン接種補助を全ての市民に拡充すること。
- (5) 带状疱疹ワクチン接種費用の助成を行うこと。

2. 保健所について

- (1) 今後も新興感染症が起こる可能性も高いため、人員・予算を増やし、対応力を向上すること。

- (2) 環境保健研究所が移設されたことに伴い、周辺地域の交通安全対策及び、場所がわかるよう案内看板などを設置すること。
- 3. 国民健康保険について
 - (1) 国保への国庫負担金の増額を求めること。
 - (2) 一般会計からの繰り入れで保険料を引き下げること。
 - (3) 国保の均等割は廃止するよう国に求めること。また、市独自で18歳までの均等割を廃止すること。
- 4. 危険ドラッグ対策を強化し、被害をなくすこと。
- 5. ギャンブル依存症対策を強化すること。
- 6. 健康食品への安全対策や規制を行い、相談活動を充実させること。
- 7. 難病見舞金を復活させること。
- 8. 福祉オンブズマン制度を導入すること。
- 9. 検診事業について
 - (1) がん撲滅へ各種施策を推進し、すい臓がん早期発見など医療水準の向上を図るための条例を制定すること。
 - (2) がん検診に日曜日検診、胃カメラ実施の周知・拡充を図ること。
 - (3) 国保ドック、脳ドックは上限数や年齢制限などを設けず、希望者全員が受けられるようにすること。
 - (4) 検診の費用負担を軽減すること。
- 10. 不妊治療について
 - (1) 不妊治療が保険適用されたことで対象外となる治療には支援がないため、市独自に不妊治療者へ助成を行うこと。
 - (2) 市内中小企業等の従業員が、不妊治療休暇制度を利用して休暇を取得した場合、対象事業者に奨励金を支給すること。
- 11. 後期高齢者医療制度を温存させた「新制度」に反対し、負担増となる高齢者への軽減措置を行なうこと。
- 12. 墓地・斎場について
 - (1) 桜木市営霊園の再整備計画を推進すること。応募者が多い合葬墓は、間募集数を増やすとともに第2合葬墓を建設すること。生前申込者で、連続落選者には優先権を付与するなどの配慮を行なうこと。
 - (2) 平和公園墓地は、残区画の面積を縮小し、多くの市民に安価で供給することになったが、安定供給に努めること。

- (3) 火葬待ちが増加し続けているため、第2斎場を市内西部地域に整備すること。
 - (4) 指定管理で運営している斎場の検証を行い、従業員の処遇改善を行うこと。また、将来的に市直営で管理・運営に戻すこと。
 - (5) 葬儀や納骨、死亡届出人等の相談を受け付ける窓口を設置し、市が死後の支援計画を策定して支援するなどのエンディングサポート事業を展開すること。
13. 人間中心主義から動物との共生を基本にした動物愛護を進めるために
- (1) 老朽化した動物保護指導センターの建替えは、多頭飼育崩壊が発生した場合に収容できる環境を整えること。また、市内民間団体におけるシェルター機能として連携して行う仕組みを構築すること。
 - (2) 譲渡会は、休日に家族そろって確認したいという市民ニーズに応え、土日開催を増やすこと。また、各区の公共施設において民間団体が譲渡会をする場合は無償で貸し出すこと。
 - (3) 地域猫の不妊去勢手術の頭数を拡大すること。また、地域の身近な動物病院でも対応できるよう補助制度をつくり、飼い主のいない猫による、ふん尿、鳴き声などの問題解決に取り組むこと。
 - (4) 犬猫の迷子防止、被災時の飼い主返還、飼い主の責任意識向上につながる、マイクロチップ装着助成制度を創設し、夏場の室内飼育など、適正飼養に向けた啓発を強化すること。
 - (5) 地域猫活動や譲渡活動を行うボランティア団体に対し、餌代やゲージなど、必要な財政支援措置を講じること。

【 高齢障害部 】

- 1. 介護保険について
 - (1) 介護保険制度の改悪後も要支援者、要介護1・2でもサービスが継続できるようにすること。
 - (2) 介護保険料・利用料の減免制度を充実させ、利用しやすくすること。
 - (3) あんしんケアセンターを増設し、職員を増員すること。
- 2. 特養ホームの待機者解消に向けて更なる施設整備をすすめること。
- 3. 介護施設で働く職員の待遇改善へ、介護職員奨励金や継続勤務への報償金支給など、人材確保に向けた財政支援を講じること。
- 4. シニアカーの購入に補助制度をつくること。

5. 高齢者・障がい者など災害弱者には、家具転倒防止金具を無償で取り付けること。
6. 高齢者の加齢性軽度難聴者への補聴器購入支援を行うこと。
7. 65歳以上の障がい者を強制的に介護保険へ移行させないこと。「天海訴訟」の高裁判決を受け入れること。
8. 運転免許証の自主返納を推奨し、高齢者に100円でバスに乗れる「外出支援パス」や公共交通割引支援制度をつくること。
9. 高齢者の居場所づくり支援に取組み団体への支援を強化すること。
10. 民間店舗での簡易スロープや手すり整備を促進するため、市の補助支援制度をつくること。
11. 買い物弱者対策には、移動販売事業者と連携し、見守り事業も含めて市として関わること。
12. こころの健康センターの職員を増やし、休日・夜間の心の相談時間延長とこころの電話への体制充実を図ること。
13. 全庁的な取り組みで、障がい者の雇用促進に努めること。
14. 心身障がい者には医療費一部負担を求めないこと。
15. 福祉タクシー利用券初回配布枚数を60枚に戻すこと。
16. 発達障がい者の相談が8か月待ちとなる状況のため、各区に相談体制を拡充すること。
17. 障がい者施設や家庭内での虐待防止へ相談窓口の設置など万全な体制を作ること。
18. 重度の障がい者・難病患者への市独自の支援策を講ずること。
19. 手話基本条例を制定し、聴覚障がい者福祉の充実をはかること。
20. 市が実施した「盲ろう者実態調査報告」に基づき、具体的支援を行うこと。
21. 高次脳機能障がい者が入居できる支援ホーム整備を促進するよう助成制度を拡充すること。
22. 視覚障がい者のグループホームを整備すること。
23. 就労支援事業所の情報をより詳しく、市民に周知できるよう情報内容を改善すること。

【 こども未来部 】

1. 子どもの貧困問題について

- (1) 子ども食堂や弁当配布を支援する制度を創設すること。
- (2) 無料塾など地域の学習支援の取組みに支援制度を創設すること。
- (3) 各区に児童館を整備し、子どもの居場所と健全発達を推進すること。

2. 子どもの虐待防止について

- (1) 児童相談所の一時保護の入所期間を短縮させ、日常の生活が送れるよう支援すること。
- (2) 一時保護所に個室を増設するとともにシャワー室を整備すること。
- (3) 児童養護施設の増設、職員の待遇改善を図り、地域小規模児童養護施設の設置を支援すること。里親制度の質向上と受入れ推進を図ること。
- (4) いじめや虐待等から子どもを守るために「子ども基本条例」制定に向け、持続可能開発目標(SDGs)、持続可能な開発のための教育(ESD)に基づき進めること。
- (5) 子どもオンブズマンやコミッショナー制度を導入し、第三者が問題解決や支援を図れる仕組みをつくること。

3. ヤングケアラーについて

- (1) ヤングケアラー条例を制定して市民全体で認知度を高め支援に努めること。
- (2) 理解しやすいヤングケアラー支援動画を作成し周知啓発に取り組むこと。

4. 保育行政について

- (1) 公立保育所・こども園の老朽化した遊具の修理・改善をはかること。
- (2) 保育士の配置基準の改善を図ること。
- (3) 公立保育所の今後のあり方は、保護者や現場保育士なども含めて検討し意思決定するシステムに変えること。
- (4) 原則庭つき認可保育所を増設し、保育の質低下につながる企業参入は認めないこと。
- (5) 園庭のない小規模園でのあそびの保障と交通安全対策を講じること。
- (6) 公立保育所及び民間保育園における非常勤パート保育士へ市独自の処遇改善をすすめること。
- (7) 第2子への保育料を無料化すること。また多子世帯の保育料軽減策をはかること。

- (8) 老朽化した公立保育所の建て替えは公立で行うこと。
- (9) 育休中は短時間保育だけでなく通常保育も選択可能に改善すること。
- (10) ベビーシッターや家庭内保育の補助金を支給すること。
- (11) 巡回指導の充実を図るため、巡回指導員を増員すること。
- (12) こども誰でも通園制度は、保育の現状を踏まえ慎重に行い、保育士確保ができてから導入すること。
- (13) 緑区だけ公立保育所が2か所で公的サービスが偏重しており、緑区への公立保育所を整備すること。

5. 子どもルームについて

- (1) 子どもルームの民間委託をやめ、社協への委託費を増額し、指導員と補助指導員への処遇改善を進めて指導員不足解消に努めること。
- (2) 4年生以上のルームには正規指導員を2名配置すること。
- (3) 特別教室を利用の高学年ルームは専用教室として整備を進めること。
- (4) 指導員の休憩室にエアコン整備し、労働条件・環境を整備すること。
- (5) 指導員に夏の一時金を支給すること。

6. 幼稚園施設の耐震診断および耐震工事の早期実現のため、助成制度に取り組むこと。

7. 千葉朝鮮初中級学校への市独自の補助制度を実施し、増額すること。

8. 健全育成事業について

- (1) 養育費確保促進事業は、養育費の取り決めがないひとり親への支援強化と制度の拡充を図ること。共同親権の在り方も含めて慎重に対応すること。
- (2) 市として返済不要の奨学金創設や奨学金の返済の補助等で学費支援に取り組み、学生への支援を行うこと。

【 環境保全部 】

1. 市民の健康を守る環境対策について

- (1) PM2.5削減対策を推進し、成分分析の公表を行ない、原因を明らかにし、対策を講じること。企業等への対策を申し入れること。
- (2) 喘息など大気汚染被害者の救済制度の創設を国に求めること。
- (3) JFEによる粉じんが明らかになったもとで、市独自の基準を定めるとともに、JFEに粉じん対策を強く求めること。

2. 赤潮・青潮の発生対策について

- (1) 関係自治体と抜本的な対策を検討すること。
- (2) 県に対し、東京湾の埋立用土砂採取時にできた深堀り後の対策を行うよう求めること。

3. 羽田空港拡張による航空機騒音について

- (1) 飛行ルート下の住民に対する地元説明会を町内ごとに開くこと。
- (2) 航空機騒音は1機毎の最高音とするよう、WHOガイドラインも参考にして改善を求めること。
- (3) 「首都圏空港機能強化の具体化に向けた協議会」提示の増便計画
 - ① 首都コース以外の時間帯での千葉市上空の増便計画は認めないこと。
 - ② 首都コース直下の住民の反対運動で高度の変更が検討されているが、千葉市上空への影響が懸念されることから、断固拒否すること。
- (4) 米軍横田基地に係る空域(排他空域)の解除を国に求めること。横田空域への乗り入れを拡大し、千葉市での騒音を軽減すること。これらを「首都圏空港機能強化の具体化に向けた協議会」で提起すること。

4. 木更津へのオスプレイ暫定配備により、予測される運行コース下での騒音測定を実施すること。

5. 再生可能エネルギー導入について

- (1) 太陽光発電について
 - ① 市として普及啓発を進めること。
 - ② 住宅への設備の設置には、市も助成するとともに助成額・助成枠の拡大に努めること。
 - ③ 市の所有車両は電気自動車にシフトすること。
 - ④ 市有施設に電気自動車の充電施設を増やすこと。

- ⑤ 区役所等市有施設にウォーターサーバーを設置すること。
- (2) 一定規模以上の太陽光発電設備は、住環境への影響に配慮し、トラブルの未然防止へ事前説明会の開催と周辺住民の合意を求める指導調整を行うこと。
- (3) 環境に優しい設備になるよう条例や指導要綱をつくり、市民・行政・事業者などの役割を明確にすること。
- (4) 市民・行政・事業者・金融機関が一体となり、市民ファンド(出資)も活用した太陽光発電設備の普及を進めること。
- (5) 地球温暖化防止策について
 - ① 市の2030年までのCO₂削減目標209万トンの達成のため、人的配置を強化し、対策を進めること。
 - ② R8年度稼働予定の北谷津清掃工場(ガス化溶融炉)は、CO₂排出の削減を求めること。
- (6) 蓄電池設置補助金を増額し、再生可能エネルギー推進をはかること。
- (7) 特定外来生物へ市の独自規制を強化すること。
- (8) 絶滅危惧種であるキツネが確認された下大和田町の谷津田については産業用地整備区域から排除するよう指導すること。谷津田保全に向けた予算を増額して、保全を強化すること。

【 資源循環部 】

- 1. ごみ処理について
 - (1) プラスチック再資源化の推進に基づくモデル事業の結果を踏まえ、全市展開により、焼却ごみ量の削減と温室効果ガス排出量削減目標を達成すること。必要な費用は、家庭ごみ手数料と粗大ごみ手数料を活用すること。
 - (2) 単一素材プラスチックの拠点回収場所を増やすこと。
 - (3) 生ごみの分別収集を行うこと。
 - (4) 事業系ごみの分別収集のうち、大規模建築物に立地する事業者のごみの自前処理を徹底し、引き続き削減すること。
 - (5) ごみ収集車は環境負荷の少ないCO₂低減車両に転換すること。

2. 清掃工場について

- (1) 清掃工場整備計画は、他都市での同施設の使用期間を参考に長期使用とすること。
- (2) 環境局の千葉市に都合のよいデータを使った説明や二酸化炭素の大量排出元の責任を問わない姿勢は、行政責任の放棄であり改めること。
- (3) 北谷津清掃工場周辺の整備計画は市民と議会に対し、情報公開・説明責任・市民参加を徹底し、事業費の精査を行うこと。

3. 集団回収への補助単価を引き上げ集団回収団体の活動を支援すること。

4. ごみ出し支援について

- (1) 高齢者・障がい者等へのごみ出し支援事業は、自己負担を減らし、周知を徹底して普及を図ること。
- (2) 当該事業を改善して支援を希望する全ての世帯には、収集業務課が個別に収集支援を行うこと。

5. 市独自の水源保護条例の制定で産業廃棄物処分場を規制すること。

6. 再生土の埋立てを規制する条例を制定し、土壌汚染および災害の発生を防止すること。

7. 市民とともに条例化した千葉市再資源物野外保管条例を実効あるものにし、国に対し法制化を求めること。

8. 屋根付きの最終処分場を計画すること。

【 経 済 部 】

1. 不況・物価高騰対策について

- (1) 地域経済振興条例を制定し、中小企業の活性化とにぎわいある商店街の育成を図ること。
- (2) 商店街リフォーム助成(高崎方式)を取り入れること。
- (3) 物価高騰で苦境の中小事業者に市独自の給付金を対象を拡大して実施すること。

2. 労働・雇用対策について

- (1) ふるさとハローワークを月に1度は土曜・日曜・祝日も開設すること。
- (2) 高校生や学生アルバイト向けに、働くルール記載のリーフレットを作成し配布すること。

3. 企業立地促進について

- (1) 産業用地整備等への支援は増額を見直し、地元中小企業向けの支援などとバランスを取ること。
- (2) 支払能力のある企業への固定資産税等の優遇措置は見直しを検討すること。

4. 中小業者の営業支援について

- (1) 市独自の物価高騰対策事業資金緊急融資制度を創設し、当面200万円の無担保・無保証・無利子で実施すること。
- (2) 駐車場対策で悩む商店街に「鯖江市方式」を取り入れること。また、駐車取り締まりの柔軟な対応を警察に求めること。

5. TIPSTAR DOMEは250競走は、多目的な活用を行い、市民利用を高める施設として運用すること。

6. 幕張メッセでの武器見本市は開催しないよう県に働きかけること。

【 農 政 部 】

1. 持続可能な農業経営への支援について

- (1) 持続的な経営が保障され、安心して農業が営めるよう市の予算を増額すること。また、価格補償を充実させること。
- (2) 道の駅を民間と整備して、地元農家の農産物の販路拡大を行うこと。
- (3) 肥料・飼料高騰で苦境にある農家を支援するための支援を行うこと。
- (4) 酪農家への支援を拡充すること。
- (5) 畜産動物の動物福祉を推進するための支援に取り組むこと。

2. 耕作地を守り農業後継者を育てる

- (1) 農業後継者対策、新規就農対策のための予算をさらに増額すること。
- (2) 新規就農者に月 15 万円を 3 年間保障する制度を創設すること。
- (3) 地域の耕作放棄地等の再生・保全活動を支援すること。都市と農村の交流事業を拡充し、市内陸部の農村地域資源 P R 強化に取り組むこと。
- (4) 地域の朝市や直売所支援のため、直売所紹介リーフの制作や市政だよりに掲載し、情報発信を強化すること。また、毎月 1 日を地産地消デーに設定するなど、機運向上に努めること。
- (5) 農業の観光資源化へ、滞在、宿泊もできる市民農園クラインガルテンを土気地域につくり、内陸部の活性化をはかること。

3. 森林対策について

- (1) 倒木の原因となる杉林腐れ病の対策に関する予算を増やすこと。
- (2) 農政センターに届出される金属スクラップヤード建設のための森林伐採届は、森林を守り地域環境保全のため環境局と連携し、厳密に規制すること。

4. 農政センターについて

- ① 指導力向上や技術力継承のため農業技師を毎年採用し、人材確保を図ること。
 - ② 農業者の実態を把握し、親身な相談ができるよう農家訪問を行うこと。
5. 有害鳥獣対策は自然との共生の立場でのぞむこと。

【 地方卸売市場 】

1. 市場の顧客誘致・消費者サービスのため、市内小売店・買い出し人に特別価格で卸し、市民感謝デーを増やすこと。
2. 市場の利用店を開拓するための積極的な営業活動を行い、利用者を増やすこと。
3. 場外市場を設置して市民を呼び込み、生鮮食料品等の入荷増につなげること。
4. 仲卸業者の経営改善と安定のために、場内の空き店舗を活用するなど市として支援を行うこと。また、講座等の開催を増やすこと。
5. 流通のあり方が大きく転換する中で、市場のあり方も市民本位に改善すること。
6. 市場の魅力をホームページ等で市民に情報発信し、利用者増につなげること。

【 都 市 部 】

1. 都市計画について

- (1) 地域の開発計画、土地利用計画は、住民代表や専門家の参加で、協議に必要な時間を保障し、市議会の承認を得ること。
- (2) マンション建設は、高さ制限に基づき、良好な街並みの維持と住環境を守ること。また、業者と住民との話し合いを保障し、共存共栄できる実効力のある「まちづくり条例」を制定すること。

2. 都市開発事業について

- (1) 中央公園・通町公園連結強化は暫定整備にとどめ、用地取得等も含めて 30 億円もの事業は中止すること。
- (2) 人工海浜「幕張の浜」の防災林の伐採はやめること。

3. 都市交通について

- (1) バス路線の廃止減便が続いているため、バス事業者に対する路線維持及び運転手確保への財政支援制度を拡充すること。また、バス事業者の車両更新補助など新たな支援に取り組むこと。
- (2) バス路線が廃止された地域へコミュニティバスまたはデマンドタクシーなど代替交通の導入を図り、交通空白地域対策を強化すること。
- (3) 地域公共交通を維持・存続するための条例を制定し、事業者、市民と連携して、地域公共交通の維持・存続に努めること。
- (4) 交通不便地域、高齢者支援としてデマンドタクシーの運行を急ぎ、全市的視野で各地域での実証実験を行うこと。
- (5) 高齢者が外出しやすいよう 100 円でバス等に乗車できる外出応援パス制度を創設すること。
- (6) モノレールについて
 - ① 高すぎるモノレール運賃を引き下げ、利用客拡大を図ること。
 - ② 通学定期を J R のように中学・高校・大学の 3 段階にすること。
 - ③ 高齢者敬老切符(仮称)を発行し、利用を促進すること。
 - ④ お得切符の発行時間を早めること。
 - ⑤ 各駅に転落防止柵を設置し、監視カメラの性能を上げること。
- (7) 京葉線の快速や通勤快速の増発を強く J R に求めること。
- (8) 外房線の増発を強く J R に求めること。

- (9) 京成千原線の運賃引き下げと増便を沿線自治体と事業者に強く要請すること。

【 建 築 部 】

1. 市営住宅について

- (1) 公営住宅の建設・整備のために予算を大幅に増やすこと。
- (2) 高齢者や身障者用の単身住宅を増やし、減免制度の限度額を引き上げること。
- (3) 4階、5階に単身の若者が入居できるようにすること。
- (4) 目的外使用を活用し、希望する大学生の入居を促すこと。
- (5) 3m以下の樹木の剪定管理は市が負担すること。
- (6) 住宅長寿命化・再整備計画について
- ① 災害等で困窮する市民に提供できるよう、市営住宅を増やす計画に見直すこと。

- ② 千城台第3団地のエレベーター付き住宅は中止せず建設すること。

- (7) 中層住宅にエレベーターを設置して、バリアフリー化を図ること。
- (8) シルバー人材センターを活用し、単身世帯の見回りを行うこと。

2. 若い世帯の転入や定住促進のため家賃補助制度を創設すること。

3. 団地住替え支援事業の対象年齢引き上げ、支援金増額など拡充を図ること。

4. マンション対策について

- (1) マンションの修繕、改善に無保証人融資制度の導入やバリアフリー化の工事費助成を充実させること。
- (2) ガス管はガス事業者へ移管するとともに、水道は事業者の責任で直結方式に変えるよう求めること。

5. 住宅リフォーム制度の創設と合わせ、耐震改修とリフォームを同時に助成すること。

6. 空き家の有効活用について

- (1) 高齢者や障がい者、子育て世帯に提供できるようにすること。
- (2) 高齢者や障がい者、ひきこもりの方などの居場所として活用すること。

【 公園緑地部 】

1. 公園の整備・管理について

- (1) 公園のインクルーシブ化を市民とともに進めること。
- (2) 公園予算を増額して、地域住民の要望に応じ遊具(健康遊具)の設置・更新、砂場の定期的清掃と衛生管理に努めること。
- (3) 草刈、枝の剪定回数を増やし、バリアフリー化や必要な照明・手洗所・トイレの設置や改修・リニューアルを進めること。
- (4) 条件に応じてドックラン、バスケットゴール、グランドゴルフ場等を増設すること。
- (5) 災害時の避難場所としての機能が果たせるよう、水道・トイレなどが設置された公園を増やすこと。
- (6) 育ちすぎた街路樹や公園の樹木剪定・伐採の予算を増やすこと。
- (7) 千葉公園の PARK PFI 事業は見直すこと。モノレール千葉公園駅から生涯学習センターまでのプロムナード事業はやめること。
- (8) 園庭のない保育施設等で日常的に利用している公園は、子どもの遊びを保障する視点で改善を図ること。

2. 動物公園について

- (1) 中学生までの入場料は無料を維持することと、入場料・駐車料金の負担軽減に努めること。
- (2) 福祉用具として導入した電動車椅子の利用料は、障害者手帳所持者だけでなく、足の悪い高齢者等も基本的に無料にすること。
- (3) 専門の職員を系統的に採用し、動物公園の果たす役割を広く市民に知らせること。
- (4) モノレール駅から正面入口までのデッキに、地域の子どもたちの動物公園に関する絵を展示するなど、心が弾む装飾を行うこと。
- (5) 動物福祉の観点から飼育動物の環境向上に努めること。

建設局

【土木部】

1. 土木事務所の機能強化について
 - (1) 市民生活の安全につながる土木事務所の予算と職員を増やして体制を強化すること。
 - (2) 市民からの要望に迅速に応えるため、技能職員を増やすこと。
 - (3) 高所作業車を1台増やして全市的・平均的に稼働させ、道路にはみ出す危険な樹木の剪定・伐採を強化すること。
 - (4) 危険な交差点や通学路を再点検し、カラー化と合わせて車止めポールやガードレール整備を進めること。
 - (5) 駅前広場及び遊歩道や街中にベンチ設置を進めること。
 - (6) 過去の台風災害を踏まえ、がけ崩れ、道路の崩落、河川・下水路・調整池の氾濫、床上・床下浸水、道路冠水等の対策を行うこと。
2. 側溝の管理は市の責任で行ない、地元住民と協力して清掃すること。
3. 私道整備の助成制度を改善し、整備の促進を図ること。昭和46年の都市計画法施行以前の開発による宅地内規格外道路は、適用除外として市が整備すること。
4. 自転車駐車場について
 - (1) 駅から離れた自転車駐車場は無料とし、利用しやすくすること。
 - (2) 自転車レーンを大幅に増やし、走行しやすくすること。
 - (3) 駐輪場の縮小や廃止は慎重に行うこと。
 - (4) 駐輪場における盗難事案があった箇所には監視カメラを設置すること。
5. 舗装改良予算を増額し、道路・歩道の補修を進めること。

【道路部】

1. 市内各所で発生している交通渋滞解消を早期に実現する計画を作り、整備に必要な予算を国の交付金確保、市債発行による確保など予算要求し、早期解消に努めること。

2. 地域高規格道路や市負担金が発生する直轄国道などをはじめ、大型道路の建設は見直すこと。
3. 126号線、加曽利交差点からトヨタ自動車までの改良整備をすすめ、51号線北千葉バイパスの木更津方面とのアクセス整備を促進すること。
4. 塩田町誉田町線、越智町土気町線整備のため、予算増額を要求し、早期整備に努めること。
5. (仮称)検見川・真砂スマートIC事業の詳細設計の実施後も、周辺住民の意見を十分聴取すること。
6. 千葉西警察前交差点及び周辺道路の渋滞解消対策を行うこと。
7. 生実本納線高田ICと鎌取ICの改良を早期に実現すること。また、無料化に伴う、周辺交通量調査を実施し、混雑渋滞が激しい大宮インター出口、平山大橋交差点、平山十字路交差点の改良に取り組むこと。
8. 誉田駅前線の早期整備を図ること。
9. 新湾岸道路建設は、自然環境、住民の暮らしに甚大な影響をもたらすものであり、中止すること。

【 下水道企画部 】

1. 下水道事業をPFIなど民間委託しないこと。
2. 調整池対策について
 - (1) 調整池内の樹木や雑草がせり出し危険個所が多いため、予算を増額して近隣住環境の保全に努めること。
 - (2) 坂月第2調整池の溢水を防ぎ、下流に計画している補助調整池の整備を急ぐこと。同地域にある下水道ポンプ場跡地を公共広場にすること。

【 下水道施設部 】

1. 水害地域への対策強化について
 - (1) 台風・集中豪雨・ゲリラ豪雨などにより、被害が発生した場所への対策を早め、再発を防止すること。
 - (2) 下水道污水管から雨水が噴き出す不適切箇所への対策を講ずること。
 - (3) 水路の上流や中間部に調整池等を整備し、浸水被害を防ぐこと。

消 防 局

1. 消防設備の拡充・整備について

- (1) 消防広域化で、消防・救急活動に支障が起きないようにすること。
- (2) 大規模地震発生時における対応力向上に取り組むこと。
- (3) 地震による危険箇所の点検、避難場所の明確化、訓練の強化、火災の初期対応へ2輪車の消防車（赤バイ）を整備すること。
- (4) 感震ブレーカーの助成対象地域を全市に広げること。
- (5) 消防ヘリコプター、ドローンのさらなる活用をはかること。
- (6) 水害や土砂災害時の人命救助への対応力、倒木や被災家屋への対応力向上を図ること。ブルーシート等の資材を充分確保すること。

2. 救急救命士を一層充実させて救命率の向上をはかるため、研修の強化を図ること。

3. その他

- (1) 女性消防吏員の登用を増やし、女性の働きやすい環境づくりやハラスメント対策を行うこと。
- (2) 消防団員の報酬および出動手当等の待遇改善をはかるとともに、詰所のトイレ・流しなどの設置を早急に行なうこと。
- (3) 住宅用の火災警報器設置率を高め、普及に努めること。
- (4) 消防団員の充実のため学生消防団員には奨学金制度などを設け、地域消防力を強化すること。
- (5) 消防職員の退職後の再就職先として、民間バス事業者等への雇用も整備すること。
- (6) 消防団員の共済掛け金は実態に即して支払うこと。
- (7) 救急搬送時間の短縮に向けて、医療機関との連携や頻回対策に取り組むこと。

水 道 局

1. 毎年発生する一般会計からの補助金 7 億 3, 2 0 0 万円と出資金 8 億 9, 4 0 0 万円の改善を図ること。
2. 昭和 4 4 年度の土気町との合併から令和 4 年度までの累積赤字 2 8 3 億 9, 4 0 0 万円の解消へ抜本的な対策を講じること。
3. 水道事業の赤字解消のために
 - (1) 給水原価 3 8 1 円と供給単価 2 0 3 円の差を解消するため、県企業局に改善を求めること。
 - (2) 2 0 2 億円かけて確保した水源を有効に活用すること。
 - (3) 減価償却の削減に取り組むこと。
4. 未給水地域への水道敷設を促進するために、井戸水が汚染されている泉地域への敷設対策の実施など条件整備を行うこと。
5. 水道運営協議会を充実させ、県との協議状況を詳細に報告し、議論すること。また、市民への協議状況を適宜周知していくこと。
6. 災害時における給水車による対応など体制を強化すること。
7. 減断水の再発防止として、点検の強化と老朽化対策を前倒しで実施し、職員の研修強化を行うこと。また、発生時には広報車での周知や減免措置を市政だより等でも適切に周知を行うこと。

病 院 局

1. 新型コロナウイルス対策について

- (1) コロナ感染者が入院できる病床を確保し、妊婦や子どもの受け入れ病床を確保すること。

2. 市立病院について

- (1) 自治体病院綱領に基づいて政策医療に取り組み、いつでも誰でも安心して受診できる公的医療機関としての役割をはたすこと。
- (2) 新病院へのアクセスしやすいバス路線を事業者に働きかけること。
- (3) 医療機器更新や材料費等について透明性と説明責任を果たすこと。
- (4) 医療事故を防ぐ取り組みを強化すること、過失等が認められたものは誠実に情報を公開すること。
- (5) 医師や看護師の処遇改善、メンタルサポート、職場環境向上に努め、医師と看護師・介護福祉士の更なる人員確保に取り組むこと。
- (6) 医師やスタッフへの苦情も寄せられることから、接遇向上に向けた取り組みを強化すること。
- (7) 公益通報制度を適切に運用できるよう改善すること。
- (8) 手術の映像記録は両病院で実施数を増やし、医療事故時に適切に検証できる体制を構築すること。
- (9) 海浜病院においては泌尿器科医など高齢者医療に対応できるよう体制の充実を図ること。小児科医の人数は検証の上で適正に見直すこと。
- (10) 救急搬送平均時間が緑区民が一番長いため、今後の公立病院の立地のあり方を再検討すること。

3. 救急医療について

- (1) 救急医を増員し、救急患者の応需率を高め、市民の命を守ること。

教育委員会

1. 真理と事実に基づく教育、憲法の理念・子どもの権利条約を生かして
 - (1) 教員の産休・病休における教員未配置が増加しているため、市独自に教員未配置時に措置できる教員を増員すること。
 - (2) 教職員の研修について
 - ① L G B T Q+と発達障がいへの対応や理解促進の研修を全ての教員に実施すること。
 - ② 児童生徒を性暴力から守るための行動指針の実践を徹底すること。
 - (3) 特別支援教育について
 - ① インクルーシブ教育の推進に努め、発達障がい児童生徒への支援に必要な養護教育センター相談員の増員、特別支援教育指導員の大幅な増員をはかること。
 - ② 特別支援学校は、重度重複障がい児の受け入れ施設を整備し、必要な教職員配置を市独自に検討すること。普通学級に障がい児が入学した際には、増置教員・補助指導員を配置すること。
 - ③ 特別支援学級の設置を進めること。保護者や児童生徒の見学期間を緩和すること。
 - (4) 全ての学校でツブブロック禁止や下着の色指定など理不尽な校則は直すこと。また、校則をHPに公開すること。
 - (5) 児童生徒が千葉交響楽団の音楽など文化・芸術に触れる機会を増やし、予算を増額すること。
 - (6) 防災ノートを作成して、児童生徒に対する日頃からの備え、避難について学習を強化すること。
2. 教職員の負担軽減について
 - (1) 教職員を増員し、少人数学級を全学年で実現すること。
 - (2) 部活動休養日の徹底や外部指導員の推進、部活動指導員を増やして負担軽減をはかること。また、地域移行に向けてコーディネーター配置や家庭の費用負担軽減に取り組むこと。
 - (3) スクールサポートスタッフと学習支援員を増員し、教員の負担軽減をはかること。
 - (4) 免許外教員をなくし、専科指導のための教員を増員すること。
 - (5) 学校図書館の貸出電算化を図り、図書館指導員の待遇を改善すること。

3. 学校給食について

- (1) 学校給食費は、小中学校の全ての子どもを無償とすること。
- (2) 夜間中学の給食は、生徒の要望を聞いて提供を検討すること。

4. 学校施設整備について

- (1) 体育館にエアコンを設置し、多目的トイレなど機能を充実させ、断熱材の導入を検討すること。
- (2) 運動会での熱中症対策として、児童生徒が観戦する場所にもテントを設営すること。
- (3) 給食室の労働環境改善と食材保管などの衛生面から給食室へのエアコン整備を急ぐこと。中学校の給食配膳室にも整備すること。
- (4) 教科書を学校に置いて帰るいわゆる「置き勉」について、ガイドラインを作成し現場に徹底すること。さらに、教科書の置き場がない学校もあり、棚設置を支援するなど現場に応じた対応を行なうこと。
- (5) 校庭の芝生化を他市の取り組みを研究し計画的にすすめること。

5. 父母負担の軽減と就学援助について

- (1) 就学援助支給基準を生活保護の1.2倍以上とし、捕捉率を高めること。
- (2) 周知度が低い就学援助制度は、申請用紙を全員に配布し、全員からの回収方式や郵送など学校以外でも受理できるよう改善すること。
- (3) 就学援助制度にクラブ活動費、オンライン通信費も支給すること。
- (4) フリースクール利用料の補助を行うこと。

6. 不登校対策として、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの配置を増やすこと。

7. 学校適正配置による統合校は安易に売却せず、住民が要望する施設として生かすこと。

8. 教科書の展示会場ではコピーも可能にするよう改善すること。

9. アフタースクールについて

- (1) 人員配置、施設管理、運営内容が適切か検証すること。
- (2) 施設の耐震診断を行い、必要な補強を行うこと。

10. 生涯教育の充実について

(1) 図書館について

- ① 老朽化した図書館の建替えやバリアフリー化を実施すること。
- ② 公民館図書室の開館時間や休館日を改善すること。
- ③ 図書館協議会とも懇談し、安易な施設の統廃合は避けること。

- ④ オーディオブックを充実させること。
- ⑤ 図書購入予算を増額し、必要な図書を揃え充実させること。
- ⑥ 児童図書の充実、蔵書数を政令市平均まで増やすこと。

(2) 公民館について

- ① 生涯教育の拠点施設として中学校区ごとの図書館を維持するとともに、老朽化した図書館の建て替え、リニューアルを急ぐこと。
- ② 運営費を増額し、生涯教育施設にふさわしい運営を行うこと。
- ③ 社会教育主事の増員と研修の強化で、地域に必要な主催事業の実施で、公民館活動を充実させること。
- ④ エレベーター設置についても計画的に進めること。
- ⑤ 古いテーブルや椅子を更新すること。
- ⑥ 災害から市民を守る拠点施設として避難場所の機能を充実・整備すること。

(3) 「特別史跡」加曾利貝塚について

- ① 予算を増額し企画展や体験型学習などプログラムを充実させること。
- ② 博物館の移転先は、高齢者や障がい者が利用しやすい入口付近に設置するために土地の買収などを行うこと。
- ③ 博物館新設契約の不調の下で、当面、現博物館を文化庁の許容範囲でリニューアルして機能を充実させ、来館者の期待に応えること。

選挙管理委員会

1. 公営掲示板の改善

- (1) 設置箇所を増やし、人が集まり有権者の目に触れる場所を選ぶこと。
- (2) コミュニティセンターや「いきいきプラザ」、公民館など有権者が多く利用する場所に設置すること。

2. 投票率向上に向けた対応について

- (1) 投票所を思い切って増設すること。
- (2) 投票区域が違ってても身近な投票所で投票できるよう改善すること。
- (3) バリアフリーの投票所を増やすこと。
- (4) 郵便投票の改善を図ること。
- (5) 投票を促す動画を作成して若者向けに発信すること。

3. 期日前投票ができる投票所の設置

- (1) 花見川区・緑区の商業施設に投票所を設置すること。
- (2) 市内にある大学構内に投票所を設置すること。
- (3) 千葉駅に6区全ての市民が投票できる共通投票所を設置すること。
- (4) 6区全てに共通投票所を整備すること。

4. 選挙権を保障するために

- (1) 病院や老人ホームへの入院・入所者の投票を保障するため、基準を緩和し投票所を増やすこと。
- (2) 全ての選挙で、点字・大文字・音声版の選挙公報を発行すること。
- (3) 市内全ての公立小中学校で、模擬選挙授業を実施すること。
- (4) 選挙公報を市政だよりと一緒に全戸ポスティングすること。

農業委員会

1. 食料自給率を向上させ、千葉市農業を守る先頭に立つこと。
2. これまでの意見の公表や建議などを堅持し「農家の代表機関」としての農業委員会の役割を堅持すること。
3. 市長等への建議書は継続し、実効性を伴うよう数値目標の設定や進捗状況を明記すること。
4. 農業を守り、農地の有効活用を
 - (1) 耕作放棄地を有効活用し、食料自給率を向上させること。
 - (2) 農地の開発は、計画が農民や地域住民の暮らしの改善、要求にかなうものにする。
5. 後継青年、女性を農業委員に抜擢し、若者や女性の視点・意見を反映させること。
6. 家族農業の支援強化を図ること。

議 会

1. ネット中継に手話通訳もしくは字幕表示を導入すること。
2. 議会運営委員会をネットで生中継を行なうこと。
3. 議会日程等の情報を「LINE」を活用して配信を行なうこと。
4. 議会中継を議会公式 Youtube から配信すること。
5. 傍聴者が多く委員会室に市民が入れない場合は、別室で動画視聴できるよう対応を行うこと。
6. 市議会だよりをA4サイズに変更した上でページ数を増やし、一般質問の質疑内容を広報するように改善すること。
7. 市民に開かれた議会となるよう、委員会室の柔軟な活用を認めること。